

啓蒙期ハンブルクの音楽と行政に関する史料収集	
犬童 芙紗	比較社会文化学専攻
期間	2008年2月4日～2008年2月23日
場所	ハンブルク（ドイツ連邦共和国）
施設	ハンブルク公文書館

### 1. 海外調査研究の目的・必要性

歌舞伎は、町人社会が興隆した18世紀から19世紀初頭にかけて、上方と江戸を中心に発展した。同じ時期のドイツにおいても、中産階級の隆盛に伴って市民文化が発展し始めるが、ドイツには、文化的発展の中心地なるものは存在しなかった。その当時、ドイツの領域を包含していた神聖ローマ帝国は、政治的な独立性を有した諸領邦の集合体であり、各領邦・都市ごとに独自の文化活動を展開していたからである。そのような都市の一つに、ドイツ北部に位置し、ハンザ都市として、さらにヨーロッパ有数の商業都市として発展したハンブルクが挙げられる。ハンブルクは神聖ローマ帝国の皇帝を名目上の君主に戴き、帝国内で独立した地位を保持し、市民の自治で市政を運営する帝国自由都市であった。このような政治的・経済的状况のもと、ハンブルクでは17世紀後半以降、市民による文化活動が活発になり、1678年にドイツで初めて、当時宮廷の専有物であったオペラ劇場が、市民によって市民のために設立された。

しかし、ハンブルクには、市民による音楽文化が発展する以前から教会音楽とカントル（Kantor）職の伝統があった。カントル職とは、ヨハン・ゼバスティアン・バッハ（Johann Sebastian Bach；以下J. S. バッハ；1685-1750；任1723-50）がライプツィヒの聖トーマス教会で就いていたドイツ・ルター派教会の音楽監督職としてよく知られている<sup>1</sup>。ハンブルクのカントル職は、1529年に教会規則（Kirchenordnung）を公布し、ルター派を市の公式宗派として採用した際に創設した市立のラテン語学校「ヨハネウム（Johanneum）」に設置され、教会の礼拝でコーラル歌唱を担当する聖歌隊の指導と市の全ての教会音楽の監督を任せられていた。カントルに指揮を委ねられた教会音楽は、同時に都市の音楽として、市政府による財政支援のもとで維持され、カントルには、公費から俸給が支払われた。

ハンブルクのカントル職に就任した音楽家には、

例えば、ドイツ・バロック音楽を代表する音楽家の一人、ゲオルク・フィーリップ・テーレマン（Georg Philipp Telemann；1681-1767；任1721-67）とJ. S. バッハの次男で、古典派音楽の基礎を築いた作曲家として重要なカール・フィーリップ・エマヌエル・バッハ（Carl Philipp Emanuel Bach；以下、C. P. E. バッハ；1712-88；任1768-88）がいる。テーレマンとバッハは、カントルでありながら、教会音楽の枠を越え、公開演奏会の主催等、職務とは関係のない音楽活動を通じて、18世紀ハンブルクの音楽文化の発展に大きく貢献した。特にテーレマンがカントル職に就任した翌年（1722年）、ライプツィヒのカントル職（最終的にJ. S. バッハに与えられる職務）を得たことを理由に辞職を願い出たときには、市参事会は、彼を「教会音楽によって市の名声を非常に高める高名な音楽家」だと評価し、昇給という手段を行使してテーレマンの慰留に努めた。カントル職は、都市ハンブルクのステータス・シンボルであったのである。

ハンブルクのカントル職は原則的に終身制であったため、各カントルの在任期間は、一世代に匹敵する長さとなった。18世紀に就任したカントルだけ見ても、テーレマンは46年間、C. P. E. バッハは20年間、クリスティアン・フリードリヒ・ゴットリーブ・シュヴェンケ（Christian Friedrich Gottlieb Schwencke；1767-1822；任1789-1822）は33年間、在職している<sup>2</sup>。つまり、カントルは、非常に長い期間ハンブルクの音楽界に君臨し、市の音楽行政・文化において一時代を築いたのである。そこで修士論文「近世ハンブルクと音楽—カントル職の後任人事を巡って—」（2007年3月提出）では、カントルの代替わりが市の音楽行政の節目となることに着目し、2006年9月にハンブルク公文書館で収集したシュラルヒャートの議事録（361-1 Scholarchat II 1）とカントルの選任に関する市参事会の公文書（111-1 Senat, Cl. VII Lit. He No. 2 Vol. 8b Fasc. 3 Fol. 17-20; Fasc. 6 Fol. 2-3, 9）を中心に、カ

ントル職の後任人事の過程と市当局のカントル職に対する評価を分析した。その結果、カントル職と音楽が市の統治政策の一端に組み込まれていたことが明らかとなり、カントル職からハンブルクにおける音楽と都市の関係論を論じる可能性が示された。

ところが、テーレマンの後任、C. P. E. バッハの死後（1788年12月14日）、市当局内では、教会音楽の演奏の質の低下、礼拝における音楽の不要性、教会音楽と都市の名声との無関係性、市の財政状況の改善等を理由に、教会音楽並びにカントル職の廃止も提案される。しかし、教会音楽の存続を主張する聖職者に配慮して、予算と上演回数の削減を条件に、教会音楽の存続が決まり、シュヴェンケが新しいカントルに選出された。だがシュヴェンケの死後（1822年10月27日）、市参事会はカントル職を廃止し、宗教改革以来300年近く伝統として維持してきた教会音楽に対する支援を打ち切った<sup>3</sup>。

学位論文では、ハンブルクにおける教会音楽の縮小・廃止に注目し、啓蒙期ドイツの音楽と都市の関係をテーマに、音楽が都市にとって持っていた意味とその変化、音楽行政を通して見える都市の政治、社会、文化的状況の変化を論じるつもりである。音楽は、信仰・儀式・娯楽という形態で人々の生活と密接に関わる文化であり、特定の時代・地域の文化的・社会的状況を示す事象の一つとなる。例えば、ハンブルクで教会音楽が縮小・廃止された背景には、啓蒙主義の浸透に伴う宗教的寛容と合理主義の風潮の広まりが考えられる。音楽家がどのような社会状況の中で活動し、音楽がどのような社会の中で生み出され、受容されていたのか、という観点から論じられた音楽文化史・社会史研究は、これまでも為されている。だが、音楽は、王侯貴族や都市政府といった支配者の権威を示す手段として、あるいは都市共同体の象徴として、政治的にも利用される。ハンブルクにとって、教会音楽は、神を賛美し、神の福音を伝えるための媒体のみならず、都市の実力を示すための媒体でもあった。従って、ハンブルク市政府が教会音楽から撤退した背景には、行政における音楽の持つ意味や音楽と都市の関係の変化という政治的な要因も考えられる。

啓蒙期ハンブルクの音楽と行政について研究するためにはまず、市当局に残っている行政文書から音楽に関する記録がどれほど得られるか、把握する必要がある。しかし、ハンブルク市の行政文書は刊行されておらず、また、公文書館のホームページにおける一次史料の検索、及び遠距離居住者への所蔵資料の貸し出しなどのサービスも行われていない。ハン

ブルクの行政文書は、直接公文書館を訪問し、公文書館にある史料目録の中から自分が必要な史料と請求番号を調べて注文して受け取った後、公文書館内の閲覧室でのみ閲覧し、複写を注文することができる。従って、この研究に不可欠な史料を閲覧・収集するためには、現地の公文書館に直接赴く必要がある。また、啓蒙期ハンブルク社会における音楽の位置づけ、人々の音楽との関わりを探る史料としては、新聞も有効である。当時ハンブルクで発行されていた新聞には、「ヨーロッパで最も読まれている新聞」とも言われていたドイツ最有力紙 *Staats- und Gelehrte Zeitung des Hamburgischen unparteyischen Correspondenten* (*Hamburgischer Correspondent*)、1767年にドイツで初めて刊行された商業新聞の一つ、*Hamburgische Adreß-Comtoir-Nachrichten*、同じく1767年に刊行された *Kayserlich-privilegirte Hamburgische Neue Zeitung* (*Neue Zeitung*)がある。これらの新聞も、公文書館の閲覧室でしか見られない。

今回の海外調査研究の目的は、第一に、音楽に関わる市当局や教会の史料に、どれほど音楽に関する記録が見られ、そこから市の音楽行政の実態がどこまで把握できるのか、明らかにすること、第二に、当時発行されていた新聞の音楽に関する記事や広告から、当時のハンブルク社会と音楽との関わりを探ること、と設定した。

## 2. 調査の概要

ハンブルク公文書館の史料目録は、市参事会 (Senat)、ショラルヒヤート (Scholarchat)、各教会というように、当局ごとに整理されており、係員が常駐する相談室に置かれている。ショラルヒヤートとは、ヨハネウムやアカデミー・ギムナジウム (Akademisches Gymnasium; 1613年に開校した大学進学準備校。1883年閉校) の管理・運営に携わっていたかつてのハンブルクの教育行政機関である。それぞれの史料目録には4桁の分類番号が割り当てられており、例えば、市参事会は「111-1」、ショラルヒヤートは「361-1」である。閲覧を希望する当局の史料目録は、「361-1 Scholarchat」というように、係員に分類番号と当局名を伝えて出してもらおう。史料目録の分類番号は、Flamme, Paul., Peter Gabriellsson und Klaus-Joachim Lorenzen-Schmidt (Hg.), *Kommentierte Übersicht über die Bestände des Staatsarchivs der Freien und Hansestadt Hamburg: Zweite erweiterte und verbesserte Auflage.* (Hamburg, 1999)で調べる。ただし、市参事会の史料目録は、さらにローマ数字とアルファベットによって

内容ごとに細分化されており、公文書館の史料目録で分類記号も調べてから伝える必要がある。例えば、ハンブルクの内政関係の史料は、「111-1 Senat」の「Cl. VII」である。その中で教会や学校に関する史料を探すためにはさらに、「Cl. VII」の「Lit. H」を指定する。史料目録から閲覧を希望する史料が見つかったら、公文書館所定の注文票に史料の分類番号・請求記号を記入して、相談室または閲覧室の係員に直接渡して注文する。当日の午後に閲覧を希望する史料は11時15分までに、翌開館日の午前中に閲覧を希望する史料は13時15分までに注文しなければならない。ハンブルク公文書館の開館時間は、平日10時から16時である。水曜日のみ18時まで開いている。

今回、「111-1 Senat Cl. VII Lit. H」や「361-1 Scholarchat」の他に目を通した主な史料目録は、劇場等の建築物や道路に関する史料を集めた「111-1 Senat Cl. VII Lit. F」、ハンブルクの各主要教会（Hauptkirche；ハンブルクの教区を形成する核となる5教会を指す）の目録、すなわち聖ペテロ教会の「512-2 St. Petrikerche」、聖ニコラウス教会の「512-3 St. Nikolaikirche」、聖カタリーナ教会の「512-4 St. Katharinenkirche」、聖ヤーコブ教会の「512-5 St. Jakobikirche」、聖ミヒヤエル教会の「512-7 St. Michaeliskirche」である。ただし、聖ミヒヤエル教会は、1750年の落雷と1906年の塔の銅板交換中に発生した火災によって2度も全焼しているため、喪失した史料が多かった。

音楽に関する史料は、市参事会と主要教会の公文書の中である程度、整理・分類されている。市参事会の公文書においては、教会音楽やカントルに関する内容の史料は「111-1 Senat Cl. VII Lit. He No. 2 Vol. 8b」に、劇場やコンサートホール等で開催された音楽演奏会に関する史料は「111-1 Senat Cl. VII Lit. Fl No. 9」に、オペラに関する史料は演劇と共に「111-1 Senat Cl. VII Lit. Fl No.1」と「111-1 Senat Cl. VII Lit. Fl No.2」に整理されている。

「111-1 Senat Cl. VII Lit. He No. 2 Vol. 8b Fasc. 9」には、1790年から1792年にかけて、市参事会の楽師（Ratsmusikant）が市参事会、市民委員会（Bürgerliche Kollegien）、教会委員会（Kirchenkollegium）に提出した報酬に関する請願書、及び請願書を巡る市民委員会の議事録がまとめられていた。市民委員会とは、各教区の市民の代表者で構成された組織で、市参事会と市民を仲介し、市参事会に対して発言する権限を有していた。「111-1 Senat Cl. VII Lit. He No. 2 Vol. 8b Fasc. 13」からは、1819年から1828年の間に、かつての教会歌手（Kirchensänger）が市参事会に提出した年金に関

する要望書、及び1823年と1828年にハルトマン（H. A. F. Hartmann）という元教会歌手がショラルヒヤートに提出した、シュヴェンケの死後（1822年）に残された未成年の子供たちに関する報告書を収集した。「111-1 Senat Cl. VII Lit. He No. 2 Vol. 8b Fasc. 11」には、1803年から1806年にかけて、カントルのシュヴェンケが自らの俸給の改善を求めて提出した請願書、及びそれらを巡る市参事会と市民委員会の議事録がまとめられていた。市参事会の楽師、教会歌手、カントルの請願書から、当時、市や教会に雇われていた音楽家たちが苦しい状況に置かれていたことが読み取れる。尚、市参事会の楽師の請願書は、「512-4 St. Katharinenkirche B (1701-1800) VI m 1」と「512-4 St. Katharinenkirche B (1701-1800) VI m 2」にも含まれていた。教会音楽家たちが市当局に対して請願書を提出した1790年以降は、シュヴェンケのカントル職就任に際して、教会音楽のための予算が削減された時期と重なる。C. P. E. バッハの死後に行われた教会音楽改革が、市や教会で音楽活動に携わる音楽家たちを苦境に陥れたことが察せられる。

市参事会による演奏会管理の実態を示した「111-1 Senat Cl. VII Lit. Fl No. 9」には、1760年代から1790年代を中心に、様々な音楽家が市参事会に対して演奏会の開催許可を求めた書簡、及びそれらに関する市参事会やオーバーアルテン（Oberalten；最上位の市民委員会；各教区3名、5教区合わせて15名で構成）の議事録があった。その中で特に目立ったのは、日曜日や教会暦で定められた祝祭日における演奏会の開催許可に関する史料である。日曜・祝祭日における演奏会の問題から、教会と都市社会の関係が見えるのではなからうか。

オペラに関する史料が含まれていた「111-1 Senat Cl. VII Lit. Fl No.2 Vol. 4f」で興味を引いたのは、1745年から1747年にかけて記された、神聖ローマ帝国皇帝フランツ1世（Franz I.；位1745-65）の栄誉を讃えるために、ピエトロ・ミンゴッティ（Pietro Mingotti）率いるイタリアのオペラ一座に上演を依頼したオペラに関する市参事会の議事録である。1678年に設立されたハンブルクのオペラ事業は、財政難によって1738年に破産したため、当時はすでに存在しない。従ってハンブルク市政府は、皇帝を讃える祝典に必要なオペラの上演を外来のオペラ一座に依頼したのである。ここから、帝国自由都市ハンブルクにとって、皇帝の存在が重要な意味を持っており、そのためにオペラも必要としていたことが分かる。皇帝のための音楽としては、「512-4 St. Katharinenkirche B (1701-1800) VI m 1」

には、レオポルト 2 世 (Leopold II.; 位1701-1800) の即位を祝福するために、聖カタリーナ教会にグロッケン、トランペット、ティンパニの奏楽を指示する市参事会の議事録が、「512-5 St. Jakobikirche B 20 b」には、亡くなった皇帝の喪中につき、市のあらゆる音楽活動を控えるようにという市参事会の告示書が 2 通 (カール 6 世 (Karl VI.; 位1711-40) とカール 7 世 (Karl VII.; 位1742-45) の分) あった。これらは、ハンブルクの名目上の君主である皇帝関連の行事と音楽の関係を示す史料となる。ルター派都市ハンブルクの教会は、政治上の主権者と宗教上の主権者が同一となる領邦教会制の原則により、市参事会の傘下に置かれていた。

ハンブルクが帝国自由都市として、領邦国家に併合されることなく、帝国内で独立した地位を維持するためには、帝国の存続と皇帝の威光が必要であった。しかもハンブルクは絶えず、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン公国と同君連合の関係にあったデンマーク王国に侵略される危険に晒されていたのである。デンマーク王国は、1768年にゴットルプの和約を締結するに至るまで、ハンブルクを帝国直属の自由都市と認めず、常に、自らの支配下に組み入れる機会を窺っていた。従って、ハンブルクを他国による侵略から守るために、皇帝を庇護者として立てる必要があったのである。帝国自由都市であることも、ハンブルクの音楽を考える上で、重要な要素となる。

各教会については、「512-2 St. Petrikerche A VII」に、礼拝時の教会音楽と聖歌隊に関する史料が整理されていた。「512-3 St. Nikolaikirche VII」には、礼拝、儀式、献金に関する史料と共に、教会音楽に関する史料も分類されていた。聖カタリーナ教会の史料は、「Einzelakten 1701-1800」、「Einzelakten 1801-1900」というように、1 世紀ごとに分かれていて、それぞれに音楽に関する史料が見られた。聖ヤーコブ教会の音楽に関する史料は、「512-5 St. Jakobikirche B 20 b」のグロッケンシュピール、音楽、儀式、演奏会、塔の見張りに関する市参事会の指令の中に含まれていた。

教会の史料を見ていくと、以下のような少年聖歌隊 (Currende, Chorschüler) に関する規則の存在が認められた。各教会独自に作成したものとしては、聖ペテロ教会の „Neue Currende Ordnung von 1745. Mit angehängten Conclusis“ (1745; 1790改定) (512-2 St. Petrikerche A VII c) と „Ordnung und Verpflichtung für die Chor-Schüler und Reserve-Knaben der St. Petri Kirche“ (1826) (512-2 St. Petrikerche A VII e)、聖ニコラウス教会の „Ordnung und Verpflichtung für die

Chorschüler und Reserveknaben des Chors der Nicolai-Kirche“ (1819) (512-3 St. Nikolaikirche VII 20) があった。全主要教会を対象としたものには、„Neu revidirte Currende-Ordnung für die fünf Hauptkirchen in Hamburg“ (1824) (512-2 St. Petrikerche A VII c)、及び、全主要教会の救貧金庫管理人 (Gotteskastenverwalter) の署名とベーレンス (Behrens) という人物に歌唱指導を委ねることを記した „Reglement für den Gotteskastenverwalter hinsichtlich der Kurrende“ (1824) (512-3 St. Nikolaikirche VII 22) があった。ベーレンスが少年聖歌隊の歌唱指導に携わる契約を交わしたことは、„Contract mit dem Singe Lehrer Herrn J. J. Behrens“ (1824) (512-4 St. Katharinenkirche B (1801-1900) I m 7) が示している。彼は1828年、ヨハネウムの歌唱教師に任命される (361-1 Scholarchat II 1, S. 449 = Prot. v. 24. 4. 1828)。„Reglement für den Schullehrer zu St. Cathalinen in Bezug auf die Chorknaben“ (1824) (512-4 St. Katharinenkirche B (1801-1900) XI c 1) と „Instruction für den Vorsänger Heinr. Chr. Biehl“ (1839) (512-4 St. Katharinenkirche B (1801-1900) XI c 1) は、各教会に „Schullehrer“ や „Vorsänger“ と呼ばれる少年聖歌隊の指導者がいたことを示唆している。今回の調査で、公文書館所蔵史料の中から収集することのできた少年聖歌隊の規則の多くは、シュヴェンケが死亡し、カントル職が不在となった1822年以降に作成されたものである。つまり、かつて全主要教会の音楽を統括していたヨハネウムのカントル職廃止後も、各教会で独自の音楽活動が行われていたのである。

当時発行されていた新聞に掲載された音楽に関する記事や広告から、当時のハンブルク社会と音楽との関わりを探るといふ二つ目の目的を達成するための時間は、あまり取れなかった。けれども、試しに C. P. E. バッハがカントル職に選出され、就任した1767年から1768年にかけて発行された新聞から、音楽に関する事柄を抽出してみた。今回主に目を通した *Hamburgischer Correspondent*、*Hamburgische Adreß-Comtoir-Nachrichten*、*Neue Zeitung* は全て、ヨーロッパ・アメリカ各地から収集した政治・外交・経済・社会に関する記事が大きな割合を占めるが、出版、文学、演劇等の教養に関する情報も毎号掲載されている。その中に、音楽書の紹介、演奏会の告知・入場券販売、楽譜・楽器の商業広告も見られた。当時、趣味や娯楽として音楽を鑑賞し、自ら楽器や楽譜を購入して演奏する人々がかなりいて、市民社会の間に、多様な音楽文化が存在していたことを示すものと言えよう。当時の情勢を伝えるこれらの新聞は、今後、市当局や教会の

史料と照合し、同時期の政治・社会・経済状況を把握するための有効な資料となるに違いない。

以上、今回の海外調査研究において、ハンブルクの音楽に関する史料が、市参事会と教会に、ある程度整理されて残っていることが認められた。また、市参事会は教会音楽だけでなく、オペラや演奏会活動も掌握しており、それらに関する史料もかなり存在することも分かった。

### 3. 今後の研究計画

啓蒙期ハンブルクの音楽状況について、まず今回収集した市参事会や教会の史料を中心に、整理してみる。これらの史料から明らかになった点に関しては、論文もしくは口頭で発表するつもりである。これらの史料だけでは不明な点に関しては、さらに調査し、情報を収集する必要がある。音楽と都市の関係、都市における音楽の位置づけ、都市にとって音楽が持つ意味を研究する上で今後、市の政治・宗教・経済状況に関する調査も必要となるであろう。現時点では、啓蒙期ハンブルクの音楽行政の実態をテーマとした論文を執筆し、次号『人間文化創成科学論叢』第11巻(2008)への投稿を予定している。

### 注

- 1 カントル職については、拙稿「カントル職に見る18世紀の都市と音楽—ハンブルク公文書館の史料より—」(『お茶の水史学』51(2007)掲載予定)第1章でまとめている。
- 2 テーレマン以前に就任したとされるカントル6名の在任期間は、以下の通りである。16世紀のカントルについては不明な点が多いが、フランツ・エーラー(Franz Eler; 1500頃-1590; 任1561?-90?)は29年間、エーバーハルト・デカー(Eberhard Decker; 1532-1605; 任1561?-90?-1605)は44年間あるいは15年間在職している。その後、エラスムス・ザルトーリウス(Erasmus Sartorius; 1577-37; 任1605-37)が32年間、トーマス・ゼレ(Thomas Selle; 1599-1663; 任1641-63)が22年間、クリストフ・ベルンハルト(Christoph Bernhard; 1628-92; 任1664-74)が10年間、ヨアヒム・ゲルステンピュッテル(Joachim Gerstenbüttel; 1647-1721; 任1675-1721)が46年間、カントル職に就く。終身カントル職に留まらなかったのは、旧雇用主のザクセン選帝侯によって、ドレースデン宮廷に召還されたベルンハルトのみである。
- 3 ハンブルクのカントル職については、拙稿前掲、第2・3章でまとめている。

いんどう ふさ／お茶の水女子大学大学院 比較社会文化学専攻

### 【指導教員のコメント】

今回の海外調査研究は、犬童芙紗さんの博士論文作成にとって、大きな意義をもつものとなりました。

第一に、欧米の研究と肩をならべる研究水準を達成するためには、一次史料を自分の目でみることに、それにくわえて自分なりの史料を発掘することが不可欠ですが、今回のハンブルク文書館における史料調査により、関連史料の概要を把握し、かなりの史料を複写することができました。

また第二に、手書き文書の解読には、現地の文書館員や専門家の援助がかかせませんが、この面でも、今後の協力関係を築くことができ、大きな成果をあげることができました。

第三に、カントルを中心とした修士論文を、「啓蒙期ドイツの音楽と都市」という、より大きなテーマに発展させるためには、史料だけでなく、都市社会史をはじめとする独自の方法論を構築する必要があります。この点でも、今回の海外研究調査により、視野の拡大の重要性を確認することができ、大きな刺激となりました。

(人間文化創成科学研究科(文化科学系) 教授 山本 秀行)